

平成21年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成21年6月18日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成21年6月18日 午前9時30分開議

日程第1 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)

日程第2 竜崎温泉調査特別委員会の竜崎温泉調査の件について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)

日程第2 竜崎温泉調査特別委員会の竜崎温泉調査の件について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 一般質問

出席議員(20名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 田村 三郎君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君 議事課長 木元 真琴君
書 記 吉岡 信二君 書 記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	平田 好男君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	松岡 千春君	橘総合支所長	椎木 千明君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君
契約監理課長	上元 勝見君		

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。12日の本会議に引き続き、御苦労さまでございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1 議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑は終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） おはようございます。今回の補正については賛成の立場から討論しておきたいというふうに考えます。

と言いますのが、今、御承知のように県においては過去最高の補正額だということで昨日議運が開かれているそうでありますが、今回の補正額は金額で5,843万1,000円、その主な財

源は国庫支出金 1,600 万円余りと中身としては財政調整基金 2,360 万 2,000 円というのが主な財源であります。

その財源をもとに、一体今回の補正で何をしようとするのかという点では、私が評価する点としては、延長保育の関係、これは旧東和地域で保育園さんでやられることが明らかになっております。また、小学校のパートさんの人件費分、これも合理化ではなしに急遽困ったからという言い方で伝えられております。

また、その他、今回の補正については大きくはないが、実際的には町民にとって期待される部分はかなり含まれている、という立場を明らかにしたいというふうに思います。

残念ながら 1 点だけ討論に加えておきたい点は、実は本会議初日に明らかになったように、執行部が議員に対する答弁をするときはきちとした答弁をすべきである。この点を私は討論の中でつけ加えておきたいというふうに思います。と言いますが、一たん議場で答弁をすれば、その答弁が一人歩きする。それは町長を初め、執行部の中で十分議員に対する答弁についてはやっぱり配慮が必要ではないか。仮に質問の仕方が悪かったとしても、それは逆にきちっと丁寧な答弁が必要ということを明らかにし、この議案について賛成の立場から討論しておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 1 号平成 21 年度周防大島町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

日程第 2 . 竜崎温泉調査特別委員会の竜崎温泉調査の件について

議長（荒川 政義君） 日程第 2、竜崎温泉調査特別委員会の竜崎温泉調査の件についてを上程し、これを議題とします。

本件について、新山竜崎温泉調査特別委員長の報告を求めます。新山議員。

竜崎温泉調査特別委員長（新山 玄雄君） それでは報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第 7 7 条の

規定により報告をいたします。

平成21年3月定例議会において本委員会が設置され、竜崎温泉の指定管理者の管理においてさまざまな問題が発生した件について調査することになりました。

3月定例議会で私たち10名の委員が選任され、以後、調査のため委員会を5回、また、現地調査も行いました。設置されたときの委員会をあわせて、計6回の委員会を開催したところであり、その調査結果を報告いたします。

まず、調査に至る前の経緯について御報告をいたします。

平成19年6月に周防大島町より、竜崎温泉潮風の湯の指定管理募集が行なわれ、有限会社千鳥が指定管理者となりました。有限会社千鳥は、竜崎温泉潮風の湯のリニューアルオープン以前から旧本館でのレストラン運営をされており、竜崎温泉の実情についてはよく認識されていたものと思われます。

指定管理開始後の10月9日付の水質検査報告書によると、当温泉でレジオネラ属菌が検出され、その後も2度、計3度のレジオネラ属菌が発生しました。

平成20年9月5日付の文書で、有限会社千鳥から現行設備に不信感があることから、衛生管理上の向上と管理経費の削減を目的に、大浴場を含む6浴槽を現行の「セピアの湯」から新たに「白湯」（無色透明）に変更し、現状のろ過器を新たに砂ろ過方式とする案と、露天風呂の一部を含む4浴槽を現行の循環ろ過から新たに源泉掛け流しに変更するという提案書が提出されました。

それに対する町の回答は、起債の関係及び現指定期間中における管理条件、管理態様の著しい変更につながるなどが憂慮され、現段階において本提案を受け入れることは、管理代行委任者（町）として好ましくない、という考えのもと、いわば時期尚早を理由に受け入れられない旨を回答されました。

ところが有限会社千鳥は、その合意がないにもかかわらず、温泉・プール水の配管無断改造、平成20年9月28日から29日に施工しております や町給水施設への井戸水配管接合、平成20年11月10日工事完了しております などを行い、さらには入浴剤添加も行うなど、この件が世間に周知されることとなりました。

この間、町当局は、指定管理者に対し再三の注意・勧告をし、改善をはかろうとされましたが、新聞報道などもあり、事態を重く見て、3月3日から3日間管理業務停止の処分をし、調査を行いました。

以上が調査開始までの経緯であります。

調査の結果、有限会社千鳥の法令等の違反行為は以下のとおりであります。

違反行為には、管理上の違反と運営上の違反があります。

まず、管理上の運営管理の違反として、1、レジオネラ属菌検出報告遅延であります。平成19年度に3件ありました。これは公衆浴場法施行細則第11条第2項に該当します。

そして、2として、入浴剤添加であります。これは温泉法第18条第4項に該当します。

そして、設備管理の違反として、1、のれん設置のための施設無断改造。これは、事後、町へ申請がありました。これは基本協定書第3条及び基本協定書第4条第2項に該当いたします。

2として、温泉・プール水の配管無断改造。これは平成20年9月28日から29日に施工しております。これは基本協定書第3条及び基本協定書第4条第2項に該当いたします。

3番目として、町給水装置への井戸水配管接合。これは、平成20年11月10日に接続工事が完了しています。これは水道法施行令第5条第1項第6号に該当します。

さらに、運営上の違反として、1、入浴、プール施設を利用する者以外への食事の提供。これは、平成19年9月14日、町から指導しております。これは基本協定書第3条及び基本協定書第4条第2項に該当します。

2として、施設内で携帯電話の販売及びこれに伴う温泉割引クーポン券の発売。これは地方自治法第238条の4第7項及び第244条第3項に該当します。

などの7項目の法令等の違反行為が認められます。

指定管理者の事情聴取について報告します。

4月27日、第4回特別委員会に、指定管理者有限会社千鳥の山崎浩一代表取締役他関係者に御出席をいただきまして、事情を聴取いたしました。その席で山崎氏より、このたび、3日間の管理業務の停止について、世間を騒がせ、町並びに議会、温泉を利用いただいているお客様に大変御迷惑をおかけしました。という陳謝があり、違反行為についても、認識不足、町執行部との連絡をしっかりとれなかったことに対する反省が述べられました。

また、レジオネラ属菌の発生があったことから、機械設備の問題はないのかと検討し、お客様の満足度の向上ということも考えて、このたびの改造、入浴剤の添加を行なったと述べられました。この度の改造は、試行的なものであり、1日でできるような改造であったとも述べられました。

それに対し、委員からは、指定管理者として町と合意に至っていないものを独断で実行したことは不適切である、との強い指摘がありました。

安全性について申し上げます。

指定管理者の改造の動機として、設備の安全性への疑念をあげられましたので、当委員会は、竜崎温泉の受注業者である設計の株式会社ザイン総研広島とメンテナンス業者のライニングサービス株式会社に安全性への質問状を出しました。

その内容は、一つ、循環ろ過システムの安全性、一つ、ろ過材の効力、一つ、ろ過装置の機能

及び温泉の泉質との適合性などについて照会いたしました。その結果はいずれも管理を適切に行えば問題なしとの回答でありました。これについては、資料を添えております。ごらんください。

この回答は、プレオープン以降、指定管理者制度までの間は、鉄バクテリアによる浴槽水脱色現象が発生した事以外は問題なく管理運営されていることなどの実績から、信頼に足るものと思われれます。

指定管理者への見解であります。

竜崎温泉は公のものであります。たとえ衛生管理上の向上と管理経費の削減を目的に改造するにしても、しかるべき手続きを経てこれを行うことが当然であります。その基準は基本協定書の規定であります。指定管理者はこの規定を厳守しなければなりません。再三の町からの注意・勧告があった事実からも、町当局との合意がなされたとは思われません。調査の結果、指定管理者の法令・協定違反は明白であります。これらの違反行為は指定管理者として資質に欠けるものといわざるを得ません。旧橋町時代から今日まで、有限会社千鳥の経営努力は評価するものの、町当局のたび重なる注意・勧告にもかかわらず、今回の協定書違反・法令違反となったことは、まことに遺憾であります。今回の一連の案件において指定管理者に重大な瑕疵があったと断ぜざるを得ません。

管理代行委任者（町）への見解であります。

管理代行委任者（町）は、この間、指定管理者に対し繰り返し注意をうながし、指導・勧告を行ってきた努力は認められます。町の担当職員の真摯な努力を評価するものであります。しかし、結果として、指定管理者の違反行為をとめられなかったことは残念であり、まことに遺憾であります。

課題といたしまして、竜崎温泉は源泉量が少ない中、温泉のセピア色を保持すること。安心・安全な管理・運営をしていくことは、これからも大きな課題であります。多くの人の集まる公の施設の危機管理は細心の注意を払わなければなりません。引き続き、関係者の研究と努力が求められるところであります。

最後に、町民の財産「竜崎温泉」として。また、この温泉は、旧橋町時代から、多くの人々に愛され、親しまれてきたものであります。この温泉は公のものであり、町民の貴重な財産であります。私のものではないのであります。その自覚をもって指定管理者は温泉の管理、運営にあたるのが当然のことです。

私たちは、この温泉を守り、後世に伝えていかなばなりません。そのためには、町当局と指定管理者が、しっかりと協議し、連携をして事態に適切に対応していくことが大切であります。同時に、両者はなれあいにならず、節度をもって、その管理・運営にあたらなければなりません。

最後に、この調査に御協力をいただいた皆様に心より感謝申し上げます、竜崎温泉潮風の湯のみす

ますの発展を心より願い、調査特別委員会の報告といたします。

以上です。

議長（荒川 政義君） 報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、1点目が私、今、報告読んで率直に質疑をするわけなんです、実際的に3月3日から3日間行われた、いわゆる調査。これは処分として行われたのか、単純な 例えば調査のための役目を求めたのか。双方非常に考え方があいまいな部分が発生したらいけないというふうに考えます。

と言いますのが、あの3日間が処分かどうかというのは今後の対応についても大きく変わってきます。ですから、処分という言葉を使う場合だったら、明確に3日間の業務停止命令という格好で、3日間の調査のための休日を求めたはずなんです。しかし、当時、言われておったのは、これは処分ではないんだという言い方も一部にありました。ですから、今回特別委員会の調査として根幹にかかわるのできちっとしていただきたい、これが一つです。

ここで認識がずれたら、かなりずれてくる可能性があるので明らかにしていただきたいというふうに思います。

それともう一つは、有限会社千鳥が安全性を確立するためにやったというくだりがあります。それで、委員長も調査中、直接指定管理者の千鳥からそういう立場から改造を行ったんだということは聞かれたとおりだというふうに思いますが、実際的に湯量が少なくてもきちっとした指定管理を行っておれば、レジオ菌等の発生は起こらなかったというふうに私は思えるんですが、特別委員会の報告の中ではいわゆる客観的追いかけをしているので、その中身が一体どうなのかが、例えばきちっとした指定管理者から事情聴取をしたが、実際的には町の指摘のとおり管理をしておれば、決してレジオ菌は発生しないというところは、町のもとの業者、きょう出されている私もこれ見る間がないんですが、別で出されているんですが、竜崎温泉の湯の機械設備等についての照会ということでくだりがありますが、実際的には湯量は少なくてもレジオ菌の発生は防げたんだと、きちっとした、これは管理しておれば防げたんだということはやっぱり明確な部分で指摘しとかにゃいけないと思うんですが。まだ、これ十分読んでいないので委員長のほうから答弁を求めておきたいという、最初2件だけ聞いておきたいというふうに思います。

竜崎温泉調査特別委員長（新山 玄雄君） 最初の3日間の管理業務停止については、これは町が行ったものであります。町からもらったものでありますから、委員長報告は処分をし、調査を行ったというふうな表現をしておりますけれども、特別委員会が行ったものではありませんので、それは執行部に聞いていただきたいと思います。

それと、第2点は竜崎温泉の安全性については、当委員会としては関係業者に質問状を出して、

その答弁をいただきました。そのリニューアルオープンから、そしてその指定管理の間にそれが管理をしておったわけですが、その間に事故がなかったという現実、実績があります。そして、この事件が起こって今日まで、今は非常にスムーズにちゃんと管理されておるといふうなことも聞いております。つまり、ちゃんとしたマニュアルに沿って管理すれば、安全性については問題ないという、そういう当委員会としては見解であります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 調査委員会が調査する前のくだりの部分です。いわゆる業務停止処分し、調査を行ったというのは、確かに町が行った範囲のことではあります。さっき私、問の中に入れたんですが、言葉がひとり歩きしたらいけんというのを私危惧するんです。それで執行部が業務停止処分をしたというのと、調査のためのいわゆる休ませて、休んで調査に入るといふのは、これは処分とは違うやり方もあるわけなんですね。指定管理者千鳥と町が実は調査がありますよ、調査に入りますよというときに、これを業務停止処分というのと、これは絶対意味が違うてくるわけなんです。議長においてはちょっと休憩をとっていただきたいんです。といたしますのが、これでそのまま報告されたら、それが事実として発生するんで、ちょっと若干時間をいただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 委員長報告の質疑やから、そのことについては執行部に対して一般質問をあなたがしとるから、その中で明らかにしてください。

議員（8番 広田 清晴君） もう一回ほどやっておきますが、というのが、例えば、私がこの後から一般質問をやりますが、実際的に調査特別委員会として調査報告書が今度はきちとしたものになるわけやね。これ本会議で報告したら。それで実際的には前後ろの関係はありますが、特別委員会としては3日間の業務停止処分をしたんだという言い方になると、それが議会はそういう認識をした、特別委員会もそういう認識をしたということになるんで、言葉が若干、中身があれしたらいけんので、私は特別委員長の報告なら、やっぱりきちと 言葉の中身をきちととせばいいというふうに認識しとるので、ただ議長においてきちと休憩をとってやるべきじゃなかろうかというふうに思ったので、その点の休憩の動議であります。特別委員会の報告は当然特別委員長に質疑をするというのは大前提ですから、それはやぶさかではありません。

最後になりますが、レジ菌の発生報告が結局、遅くなった理由については何も明らかになっていないんです。と言いますのが、特別委員会として調査した場合、実際的には何で一番安全の根幹にかかわる部分のことが最低限行われなかったかというのは、かなり大事な課題なんです。確かに特別委員会として違法性の認定は大事な課題であります。やっぱり保健所への通知というのは、非常に大事な課題であります。それがレジ菌が3回発生して、実際的には保健所に対する通知がされていなかったというのは、やっぱり何らかの理由があったのか、どうなのかというこ

とについては、特別委員長のほうも委員から当事者に、指定管理者に聞かんとわからん範囲ですが、それらの質疑についてはあったのか、なかったのか、だけ聞いておきます。あったらそれで答弁を求めたいし。

あと、もう一つは大事な課題として（発言する者あり）。その辺をお願いしておきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 不規則発言はお控えください。

竜崎温泉調査特別委員長（新山 玄雄君） どうですかね。私ちょっと記憶がないです。多分なかったと思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） ちょっと質問させていただきます。

この要旨の中にも今回の違反行為に対しての各項目で出ております。今、現状は非常に問題なく運営されているということは私、理解しますけれども、一つだけ。3番の中の町水道と自家用の水道を直結したということに関しましては、これは最悪の事態を考えますと非常に大きな問題じゃないかなあとしますので、当委員会におきましてはその辺はどのように認識されて、今回のことをされたのか。例えば、自家用の水道で万々が一、悪いさような菌が発生したということになりますと町の水道を通じて全町に 極端に言いましたら、波及するというふうな問題でこういうことは違反行為として水道法でとめられているというのが事実だと思いますので、これは委員会のほうにお聞きするのモさることながら、執行部の方もどういう認識で、また、さらにこれ何ゆえこちらがこういう工事をされたのかということをも単純に聞きたいなというふうに思っておりますが、その辺は委員会ではどういうふうにされましたでしょうか。その辺をお聞きしたいと思えます。

竜崎温泉調査特別委員長（新山 玄雄君） その件については、委員の皆さんも大変関心の高いところでありまして、いろんな質疑なり、指摘がございました。非常に不適切であると、こういうことは絶対に許されないと、こういうことでいろんな議論がかわされました。ということであります。

そして、こういふことがおっしゃるようには許されるんならほかでもいいよということになると、大変困るわけで、ここには報告として、違反行為として、項目として上げているだけでありますけれども、大変委員の皆さんの関心を持たれたところで、この点についてはいろんな議論がかわされました。

なぜ、それが起こったのかということ、指定管理者の言い方は ちょっと今資料がしっかりないのであれなんですけれども 思われるという発言をしちゃいけませんので、慎重に私、言葉を選びますけれども、大変不適切な行為であったということは間違いありません。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。今、委員長さんのほうの報告の中に管理上の、設備管理の違反としてということで、2番、3番、今同僚議員の方も質問がありましたが、温泉プール水の配管無断改造、こういったところで私もそういう仕事に携わっているけど、簡単に改造ができるかなあと思うんですよね。

それと これは委員会であったかどうかでお聞きするんですが、4月27日に指定管理者の千鳥さんが来られて答弁されておられますけど、さきの全員協議会でたしかその事情聴取のときには千鳥グループの中でされたというように報告があったと思うんですよね。それ委員会の中で再度、その辺のところグループとはどなたかという。それがなぜかと申しますと、こういうふうに委員長さんのほうからデザイン総研広島に照会というか、質問をお願いしますよということですが、この改造をしたときにこういったデザイン総研広島さんに聞きながら改造したのか。その辺のところは委員会の中で協議がありましたかどうか、それをお尋ねします。

竜崎温泉調査特別委員長（新山 玄雄君） 千鳥グループが施工したということはございましたけれども、それ以上のことはなかったように思います。

それで相談してやったかということもそういう質疑といいますが、そういうのはなかったと思います。ちょっと余りあり得ん話だと思えますけど。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。布村議員。

議員（18番 布村 和男君） この報告書の中で指定管理者の運営上の管理の違法性を認めて、委員会として認めておるわけですが、その違法性に対するペナルティーというのが報告書にないわけです。委員会としてそれは適切かどうかというのはよくわかりませんが、そのペナルティーに対することについては町に委ねると、委員会としては委ねるといふことの判断でよろしいんでしょうか。

竜崎温泉調査特別委員長（新山 玄雄君） はい。当委員会としては、処分等については執行部の権限でありますので、その点については言及しておりません。事実のことをありのままに報告して、そのもとに町当局が判断するだろうとこういうことであります。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。中村議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村でございます。調査特別委員会の皆様大変お疲れさまでございました。でも、この件につきまして、やはり住民の不信感に対しまして説明責任があるのではないかとというような気がいたしますのでございますが、それに対しての委員長のお考えを一言お聞かせ願いたい。このままお茶を濁すようなことになっては困るかと思いますので、ちょっとその辺のところ、委員長のお考えですか。調査したこと。

竜崎温泉調査特別委員長（新山 玄雄君） 説明責任というのは議会の説明責任ですか。町の。

当然、議会の説明責任はあります。それで、今、広報委員長さんともお話ししましたけれども、かなり大きなスペースでこの顛末といいますか、その御報告を町民の皆さんに議会広報を通じて行う。こういうふうなことで、異例というか、前例にないぐらいのスペースで今、委員長さんがお考えになっておられるようですから。

議員（11番 中村 美子君） ありがとうございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、済みません。お席のほうへ。お疲れでございました。

お諮りいたします。竜崎温泉調査特別委員会の期間は調査終了までとなっておりますが、ただいまの委員長の調査結果の報告により、竜崎温泉の調査を終了したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって竜崎温泉調査特別委員会の竜崎温泉調査を終了することと決定しました。

竜崎温泉調査特別委員会の皆様御苦労さまでございました。

日程第3．議員派遣の件について

議長（荒川 政義君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取り扱いを議長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

暫時休憩をいたします。10時20分まで休憩をいたします。

午前10時06分休憩

.....
午前10時19分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4．一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告が5名でありますので、通告順に質問を許します。3番、神岡光人議員。

議員（3番 神岡 光人君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました神岡でございます。久しぶりの一般質問でございます。町長さん、答弁のほうよろしくお願ひいたします。町長に2点ほどお尋ねいたします。

まず、1点目は屋代川の河川保全についてであります。

本町内には多くの川が存在し、それらは町が管理する小さな普通河川と呼ばれるものから、県が指定し管理する2級河川とがあります。中でも屋代川は流路延長9キロと本町最大の河川であり、遠く明治時代には郷の坪地域が洪水により100名を超す死者と家屋の流失60戸などの大災害を受けたと記されております。こうした大きな災害も忘れ去られ、今ではダムのおかげもあり、豪雨による氾濫などはほとんどなくなりました。しかしながら、天災というものはいつどうした形であられるかわかりません。これから梅雨を迎えます。台風のシーズンもやってきます。去年は幸いにも台風は来ませんでした。が、ことしは二つか三つ、いやちょっと待てよ、四つくらい来るかのう。来たら大変であります。心配であります。

山口県における屋代川の河川管理については、何年に1回かのペースで土砂の堆積を取り除く作業を見受けます。しかしながら、私どもが一番感じるころは、上流域にあたる郷の坪から神領地域にかけての堆積した土砂やごろ石は一向に取り除く気配がありません。取り除かない何かの理由があるのか、人目のつく箇所はたびたび行っているように思えます。県の河川の保全管理の考え方、また、今後の方針についてどのように考えているのか、情報が入っていればお聞かせ願ひたい。

また、町としては、町民の安心・安全の上からも定期的なしっかりした河川管理について要望はもちろん、町としてできることはないのか町長にお考えをお聞かせねがいたいと思います。

次に、2点目の河川清掃のあり方についてお尋ねいたします。

屋代川では毎年、春に地域住民により河川清掃、主に草刈りを行っております。私も河川流域の住民として参加をしております。自分たちの地域をきれいにするということは大変結構であります。特に河川清掃は危険であります。足元には大きな石がごろごろしております。高齢者がよろければ骨折をし、そのまま寝たきりへという可能性が大であります。こうなると家族は困ります。責任問題も絡んできます。こうした自主的活動への参加は各自治会、地域によって取り扱いが違い、参加できない場合、日当分を徴収するところもあると聞いております。仮になくても気兼ねで無理をして出ているということも聞いております。このことで、近所づきあいが悪くな

ったり、なぐりあたりということがあってはなりません。河川清掃のような危険を伴う作業は、させない、町で管理するということをお願いしたいと思います。

町においていい方策はありませんか。何とかしてほしいものであります。町においてできないなら県に対して定期的な管理についてしっかりと要望していただきたいと思います。町長答弁をよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 神岡議員さんの屋代川の保全整備についての御質問につきましてお答えをしております。

町内には2級河川として山口県が管理しております河川が11水系、14の河川が存在しております。その中で屋代川は御存じのとおり、流路延長が7.4キロ、本町最大の河川でございます。御質問の上流域の郷の坪地区から神領地区の区域につきまして、屋代川を管理しております柳井土木建築事務所にたびたび要望は行っております。この県の回答によりますと今後の計画につきましてですが、堰を阻害しないように下流域からしゅんせつを行っており、今年度も引き続き計画的に実施をするというふうにお答えをいただいているわけでございます。

先ほどの御質問の中で、特に取り除かないような何か理由でもあるのかという御質問でしたが、特に理由があるわけではございませんが、もし理由があるとすれば、財政的な問題であろうというふうにお考えしております。

今、議員さん御指摘の、特に郷の坪の箇所でございますが、私たちも確認をいたしております。土砂や転石が多く点在しておる状況でございます。先般も確認をいたしました。近年、各地で発生しております集中豪雨による氾濫は住民にとりまして大変御心配なことでありまして、今後とも非常に緊急性の高い場所であるという認識を持っておりますので、県に対してさらなる要望をしたいと思います。

郷の坪地区につきましては、県の方も何度も調査にも入っておりますし、よく御存知の様子でありまして、生活の安全性を確保する観点から治水事業対策の河川整備・環境整備が求められる中で、県管理区域の広域なこととか、または財政的な事情もありまして、十分な対応ができていないというのが実情のようございまして、今後とも県もまた県全体での予算確保を要求してまいるということは御回答いただいているところでございます。

次に、河川清掃のあり方についての御質問でございますが、このことにつきましては、屋代川を含めまして町内各地区におきまして実施をいただいておりますが、河川清掃作業、またはクリーン作戦等につきましては、災害防止や環境保全の面からも大変重要なことございまして、町民の皆さんの大変な御協力によりまして清掃が進んでおりますことについては大いに感謝しております。

また、御指摘のとおり、河川清掃作業は大きな川になりますと特に過疎地域や作業員の人口の減少とか、高齢化により非常に危険な作業になるということもございます。そういう箇所除草作業や護岸の高い所では刈った草自体をその上に上げるということも非常に大きな重労働となっておりまして、各地区で大変な この屋代川だけではなく、いろんなどころから何とかしてほしいという要望をいただいております。

いずれにいたしましても、県の管理しております2級河川の清掃につきましては、ぜひとも山口県にお願いするわけでございますが、県は山口県快適環境づくり連合会の傷害保険に加入しておるそうでございます。また、町も町の総合賠償補償保険に加入しておりますが、特に危険なような箇所につきましては、作業範囲からはずしていただかなければ、そういう危険を伴うような場所でボランティアでやるというのは非常に難しいというふうに思っております。

私たちがそういうところを重点的に県のほうでお願いするというふうに要望してまいりたいと思っております。

河川清掃につきましては、各自治会などに清掃活動を頼らざるを得ないという部分もたくさんあります。町といたしましても、作業に参加された皆さんに対しまして心から敬意を表すものでございますし、こうした作業が地域ぐるみで継続されるということはぜひともこれからもお願いをしたいということでございます。

いずれにいたしましても、明確な答弁ということを要望いただきましたが、河川管理者であります山口県に対しまして、河川の維持管理費につきましてはさらに強く要望してまいりたいと思っております。

それともう一点、けさの新聞で山口県が緊急の補正予算を出したということが、今回の定例会に出すということが多く新聞に報道されておりますが、この中にも環境分野として緊急景観美化事業として地域との協働による道路、河川等の環境美化の推進というふうな項目も掲げられておりますので、ぜひともこういう関係の予算を使って町のほうも協力はいたしますが、県のほうが主体的になってやっていただきたいということは、ぜひとも強力に要望してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） ただいまの町長の答弁、長くて、ちょっとまとめにくかったんですけども、再度質問します。

1点目の屋代川河川の保全については、柳井土木事務所の考え方をお聞かせいただきました。緊急性を考慮し、区域を検討していく財政事情の中、予算要求していくとの答弁でありました。緊急性を見ながら検討していくということであれば、なぜこれまで下流の真っ直ぐい流域、それも人目のつくところを先にしていくのか、ごろ石の多い郷の坪や神領地域が先ではないのかと疑

問を持ちます。そのあたりの解釈はどうか。説明ができれば、町長答弁お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほど申し上げましたように、どの地区をどのようにやるかというのは当然、県の予算の配分の範疇でございますが、今、議員さんからの御指摘もありましたように、特に郷の坪の地区が危険であるということで、大きな転石が転がっているということからすると優先順位を郷の坪のほうを上げていただいて、先にそちらをやっていただくということも大事ではないかと思えます。ぜひともそういう要望をしまいたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 町長の答弁よくわかりましたが、いずれにしる私がお願いしているところの郷の坪から神領地域にかけての土砂の堆積やごろ石を一刻も早く撤去していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の河川清掃のあり方、清掃人夫のあり方については、賠償保険に入っているとのことでございますが、保険に入っているのは今どき当然でありましょう。特に危険と思われる箇所は作業範囲から外すようお願いしたいと思うということですが、今の答弁では危険箇所は地域で判断してくれということなんですか。地域の自治会に任すとなると判断がまちまちになり、また尻切れトンボのような清掃になると思えますよ。

私としては川の中へ入ってする作業は地域に任せない、させないくらいの姿勢をお願いしたいと思えます。怪我をして困るのは家族です。お年寄りには危険なところの作業はしていただかないと言えいいじゃないですか。そのあたりを今後、検討していただきたいと思えます。町長のお考えを。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、御指摘のとおり危険なところに住民の皆さんをボランティアで河川清掃をやっていただくというのは大変難しいことだと思います。

それと、県の河川というのは大体河床幅も大きい河川だからこそ、また護岸の高さも高いからこそ、大きな河川ということで県の河川ということになっているということと思えます。しかしながら、そういうところですから当然、そういう護岸の高さが高いということは、当然危険性も伴うということでございますが、だから、町のほうでここは自治会でやってください、ここは県がやりますというふうに区域づけをするというのはなかなか難しいんじゃないかと思えますが、今、屋代川だけではなくて、町内にはたくさんの県が管理する河川もありますが、その中でも非常に危険性を伴う 今、高齢者には危険性を伴うような場所もたくさん見受けられると思えます。そういう意味でいえば、できるだけ危険性の少ないようなところについては自治会等でボランティア的にやっていただくというふうをお願いをしたいと思えます。

そういう危険なところにつきましても、重点的に県のほうでやっていただくようお願いはしてまいりたいと思います。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 大体私が予想したとおりの答弁でございました。ありがとうございました。

最後に、また、町長にお願いでございますが、お年寄りに危険な作業はお願いしないことをお願いして、お願いばかりの神岡でございましたが、強くお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で神岡議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、12番、中本博明議員。

議員（12番 中本 博明君） おはようございます。12番、中本博明です。質問とお願いを3点。よろしく願いいたします。安高離岸堤について。安高離岸堤を16年12月議会で要望したところ、新規計画については全体計画策定時に再度検討したいという回答でしたが、その後どうなのか。

続きまして、議員定数削減について。

6月1日に議員定数削減の質問を議会事務局へ出したところ、6月5日に
と言ってきたのですが、議長の了解を得ましたので質問させていただきます。

周防大島町の定数の削減をしたばかりですが、もうすぐ人口も2万人を切ろうかというところまで来ています。柳井、光、下松市の人口と比べてみますと議員定数が多いのではないかと思います。周防大島町もまた削減を考えなくてはいけないのでは、と思います。

3番目に空き巣対策についてです。

最近、空き巣が入ったとよく耳にするのですが、町として何か対策を考えているのですか。

よろしく願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中本博明議員の質問、3点につきましてお答えをしたいと思います。

旧橘町の安高地区の離岸堤について、その後どのような進捗になっているかという御質問でございますが、離岸堤等の海岸保全施設は海岸法に基づきまして都道府県知事が定める海岸保全基本計画に沿って、その区域を管理する県、または市、または町等がそれぞれ事業主体となって整備を進めているところでございます。

町が整備を進める際には、町の総合計画等においてもその整備の方向づけがされていることが

重要でありまして、平成16年12月の議会の一般質問に対しましてその趣旨の御回答を申し上げたものでございます。

安高地区につきましては、南向きの海岸に集落が位置しておりまして、台風襲来時には溢波による浸水被害等が発生しやすいため、護岸に消波ブロックを設置し、溢波防止の一助としているところでございます。

もちろん離岸堤が設置されますと、強風波の衝撃が緩衝され、さらに溢波防止効果が高まることにつきましては十分認識をいたしておるところでございますが、海岸事業につきましては、現在既に実施をしている整備箇所の事業完成を図り、早期に便益効果を発現するよう国や県からも求められているところでございます。

要するに、今やっているところを早く事業効果を出せということが国、県から求められておるところでございます。

それで、新規箇所の要望につきましては、なかなか新たに着工することが難しいという報告も受けております。また、当地域につきましては、漁業の海域でもありますし、この問題につきましても十分検討が必要だというふうにも思っております。

平成18年の3月末には原、安高、栄地区の自治会長さんの連名による沖離岸堤の設置要望もいただきましたが、今まで述べましたような状況を受けまして継続事業の完了の経過にあわせた検討が必要であり、早急な対応は困難であるとの回答をさせていただいたところでございます。

また、11月には橘地区自治会連絡協議会からも同趣旨の御要望をいただきました。既に総合計画には離岸堤以外の防波堤、防止対策として町内全域を対象に護岸の改良補修を掲げておりましたので、このときには早急対応困難な離岸堤の整備にかえまして、護岸のかさ上げによる溢波対策として検討をしたいと回答をさせていただきました。その後、県との協議も行いまして年度の後半ではございましたが、単県事業によります実施が可能との回答をいただきましたので、採択の手続きを行い、平成19年1月の臨時会において補正予算の承認をいただきました後に、地元説明会を行い、延長220メートル、かさ上げ高50センチの護岸かさ上げ用工事を平成18年度の単県農山漁村整備事業として実施をしているところでございます。

町といたしましては、離岸堤または護岸のかさ上げ、消波ブロックの設置等の事業は町民の生命、財産として国土を守る重要な施策の一つと位置づけておりまして、今後もその地域に適した防護対策を検討してまいりたいと考えておりますので、議員さんにおかれましても今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議員定数の問題でございますが、ちょっとどういう質問だったのか。（発言する者あり）

議長（荒川 政義君） 引き続き町長の答弁していただきます。

言いたいことはようわかっております。

町長（椎木 巧君） 2番目の議員定数の削減ということで通告書を見させていただいておるわけですが、議員さんのお考えが周防大島町も削減を考えなくてはいけないのではないかと思いますという御質問でございます。御質問なのか、私がどういうふうに質問を受けておるのか、十分理解できていないんですが、議員さんはそういうふうに思われておるといふふうに私は理解しております。

それで、こういう質問受ければ考えますのは、町長はどのような感想を持っておるのかといふふうに理解するしかないのかなと思っております。そういうことからいたしまして、私の考え方で御答弁をさせていただきますが、議員定数を議論するとき、大きくいえば二つの議論があるのではないかと考えております。そもそも地方議会は憲法と地方自治法により規定される議事機関であります。その権限は、地方自治法に規定をされております。提出された議案に対する議決権として条例の制定、改廃、予算の議決、決算の認定、または契約、または議会に任せておる選挙権、または執行機関の事務に関する検査権、または監査委員に対して監査を求めること、または国や関係機関に対して意見書を提出すること。または、普通地方公共団体の事務に関する調査権等の規定がございます。住民の議会に対する請願についても議会の権能でございます。

つまり行政に対する住民の監視機関としての役割を十分に果たし、地方自治体の本旨であります住民福祉の増進が図られるようにすることが議会の役割であるということとっております。

このように重要な役割を果たす議会の議員定数を議論する場合、第1に議会が民主主義及び地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすものであることから、単なる経費の節減等の観点からのみ、要するに経費の節減の観点からのみ、これを論ずることは必ずしも妥当ではないのではないかといふふうに思っております。

第2に、議会が民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視といった、その求められている機能を十分に果たせる体制であるか、当然ながら近隣の市町との地理的条件、定数、または報酬額等の比較も含めまして、地方議会のあり方をめぐる本質的な議論をまず議会の中でみずから十分な議論を行うことが必要ではないかと考えております。その上でないと、今、ここで軽々に私の感想を申し上げるといふことは差し控えさせていただきたいと思っております。

今、議員さんのほうからもありましたように、ちょうど昨年10月に新しい定数で議会選挙が行われたばかりでございますが、まだ、議会の中でもそういう議論が十分なされておるとは、私は認識をいたしておりませんので、さきに私のほうからそういう軽々な発言は控えさせていただきたいといふふうに思っております。（発言する者あり）

議長（荒川 政義君） 不規則発言は控えてください。

町長（椎木 巧君） 次に、空き巣対策についてでございますが、空き巣対策といたしまして、

65以上の高齢者数が人口の約半数を占める中で、特に高齢者向けに、外出の際のかぎかけなど、広報紙や防災行政無線等を通じまして町民への啓発活動を一層強化していきたいと考えております。

この点につきましては、空き巣等の被害が発生した場合、警察署からの周知要請に対しまして、被害の事例をもとに、町では防災行政無線を通じて、町民に防犯を呼びかける体制を取っております。

警察署におきましても、「駐在所だより」等を発行し、当町の回覧を利用いたしまして住民に対する防犯等の呼びかけを行っております。

また、みずからの財産につきましてはみずからが守ることを基本に、防犯カメラやセンサー付きのライトの設置など自衛策が重要であると思われませんが、空き家荒らし、あるいは最近の空き巣の事例では、長期入院等で家を留守にした空き家での盗難が多いように聞いております。この点では、声かけ運動など、地域ぐるみのコミュニティの輪も、空き巣防止の大きな抑止力になるのではないかと考えられますので、町民に啓発をしてみたいと思います。

平成21年4月1日から大島警察署が柳井警察署に統合されましたが、柳井警察署周防大島幹部交番として存続しており、空き巣等の犯罪が発生した場合のパトロールの強化など、引き続きお願いしてみたいと思います。

最近の事例でございますが、旧家の空き家荒らしに際しまして、近所の人が見慣れない人の出入りを不審に思って警察に通報した結果、その事件を未然に防いだとか、または14件の家屋への侵入等が発生したという事例がありましたが、いずれも長期入院で留守になっている家屋がほとんどでございます。特に金銭の盗難はなかったということでございますが、これらも近隣の住民からの通報等で犯人は逮捕されておまして、大半の事件は解決済みかというふうに聞いております。

また、5月から6月にかけて、団体事務所の事務所荒らしというのが発生しているということもお聞きしております。十分気をつけてまいりたいと思います。

議長（荒川 政義君） 中本議員。

議員（12番 中本 博明君） 1点目の安高離岸堤ですよね。神岡議員の言うていたように、ことしぐらいは台風が来るんじゃないかと思いますが、ことし言たって間に合わんのですが。できるだけ早く、町として検討していただくことをお願いいたします。

2点目の議員削減は私自身も認識しているように議員みんなで考えることじゃろうと思っています。議員の皆さんの良識ある判断をひとつよろしく。それぐらいにして。

3点目の空き巣対策も今後、年寄りばかりにほとんどなっているもので、町としては本当に1年に1回ぐらいは広報と一緒にこういうことに気をつけるようにという配布をしてほしいとい

うか、文書の。あれとか、今言うてように防災無線があるもので、ちょいちょいそういうことが発生する前に気をつけてくれないかと注意を呼びかけるようにしていただきたいと思います。

いいです。答弁は。

議長（荒川 政義君） 以上で中本議員の質問は終わります。

議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

議長（荒川 政義君） 次に、8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問、これは3件にわたって通告しております。

最初は竜崎温泉の指定管理者の協定違反問題について問います。

まず、1点目は各種違法改造、これにかかわった業者名、先ほど特別委員長の報告はいわゆる千鳥グループという言い方でありました。千鳥グループは業者じゃないんですよね。あくまでグループです。どこの業者が行ったのか。これが1点目です。

2点目、3点目はいわゆる口利きの問題であります。最初のほうは配電盤の故障に対する申し入れ、口利きがあったのかどうなのか。あったとすれば、いつ、どこで、だれがどのような方法であたったのか。

また、違法改造等についても申し入れ、口利きがあったのかどうなのか。町執行部のほうに当時あったのかどうなのか。あったとすれば、いつ、どこで、だれが、どのような方法で行ったのか、直接なのか、電話なのか、どういうやり方なのか、明らかにしていただきたいというふうに思います。

次に、入浴回数券についてであります。実は旧入浴回数券は販売すれば、それぞれ料金が千鳥のほうに加算されて支払うという状況になるはず。そういう中で改めて年度ごと金額、人数等のまず報告を求めたいというふうに思います。

5点目として、やはり私は当時指定管理者制度そのものに問題があるんだということを強く発言してまいりました。このようないわゆる公の施設、これを指定管理者制度、確かに当時小泉内閣のときに地方自治法の改正で実際的には指定管理者制度が導入されました。しかし、公の施設を指定管理することはいわゆる利潤の追求と、それともう一つは公の部分、これとが離反する場合が多々あるわけです。ですから、これを克服するためにも町の直接委託、かつてやっていたような町の直接委託、もしくは責任ある立場の職員、これを配置することもこのような問題を起こさせない一つであるというふうに考えますが、執行部の見解を問います。

二つ目は入札のやり方についてでございます。

現在、予定価格及び最低制限価格、この事前公表を行っております。この事前公表導入については、私たち旧大島町では当時全国的にもいろいろな事例がありました。町の職に対する圧力とか、市の職に対する圧力、そういうような事例の中で当時事前公表しておいた東大阪市に調査に入りました。あそこは国の中でも早い時期に事前公表していた自治体です。そしてまた、山口県内でも旧大島町、事前公表、いわゆる予定価格の公表等を行ってきました。しかし、本来の理念、これが実は残念ながら発揮されていない事例が多々あります。これは客観的事実として今現在の周防大島町の入札状況を見たら、私は一目瞭然ではないかというふうに考えております。

県においても調べてみますと、たびたびいろんな変更をしております。19年以降もかなり変更しております。それで、町においても4月以降、いろんな文書を出したり、そしてまた、6月には積算計数等もやっております。やっぱり談合防止というのは当然、町の行政執行を行うに当たって大きな仕事の一つです。これは改善していかなければならないというふうに考えておりますが、町長として実際にこういう本来なら、その役割が正しく発揮されてないときには見直しも必要ではないかというふうに思います。その点では、最低制限価格の公示、今周防大島町においては最低制限で参加して、くじ引きでという格好でずっと来ております。確かにくじですから、結果的には談合の存在もありませんし、実際的にはあれですが、私は今のようなやり方でいくと、どうも業者間の正しい競争性の発揮につながるとはとても思えないという状況があるというふうに考えております。その点で、椎木町長の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

あわせて東和中学校の入札執行が行われました。既に、初日に実際的には議決されました。議決後、改めて述べるようではありますが、実際的には一般質問とその議案が前後したというふうにとらえておってください。そういう中で実際的に今回、なぜ、条件つきが実施されたのか。条件つきの内容が非常にわかりにくい。例えば、公正性と競争性と実績、これが本会議で私に対する答弁であったのではないかというふうに思います。その点を踏まえて、なぜ条件つきがその競争性と公正性と、いわゆる実績につながるのか。この点が非常にわかりにくいということで、改めて条件つきの入札について、東和中学校について聞きたいというふうに思います。

3点目、これは田布施農業高校大島分校の廃校後の活用方についてであります。

私はずっと県で交渉に参加してきました。例えば、久賀高校と安下庄高校の統合問題、本当に県はその地元のことを全く考えてないといわざるを得ない。そしてまた、周防大島高校として一方的にやっていったと。これは私は県の仕事といえども、町も最大限統合問題については述べていくべきだという立場でやってきました。それで、今回、このまま廃校ということになれば、あそこの地域がどうなるのかというのは大きな問題があります。たとえ県の部分だったとしても、運動場部分は今度は町の土地かもわかりません。そうい

う中で実際的には町が以後の活用方について、県に認識を問うたり、それで町として提案していく。私はある意味では責務があるというふうに考えております。その点で、きょう田布施農高問題 1 回目ですから、ぜひ椎木町長の考え方明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの竜崎温泉指定管理者の協定違反問題についての御質問でございますが、まず、最初の御質問事項、各違法改造にかかわった業者名についてのお尋ねでございますが、初めに竜崎温泉潮風の湯の指定管理者、有限会社千鳥による管理施設等の改造につきましては、おおむね次の 3 点が上げられます。

第 1 点は、のれん設置のための施設無断改造、第 2 点は、温泉水配管設備の無断改造、これはプール施設用のろ過水を温泉施設の一部浴槽水に使用するための配管の切りかえ及び改造でございます。そして、第 3 点目に、施設内町給水装置への井戸水の配管の接合であります。

これら 3 点の改造のうち、第 1 及び第 2 点目ののれん設置のための施設無断改造、並びに温泉水の配管設備にかかる無断改造の問題につきまして、その焦点となるのは、あらかじめ町に対して何らかの申し出がなかったこと、または、町の許可なく当該改造工事を強行しているということとあります。

したがって、これら 2 点の改造工事につきましては、指定管理者による協定違反、町に対する信用失墜行為であることから、これら無断改造工事の施工にかかる責任の所在は指定管理者である有限会社千鳥が直接問われるべきことであろうと考えております。

なお、のれん設置のための改造に関しましては、その後、有限会社千鳥から事後申請があり、町において、その目的等を勘案の上、やむなく当該工事を承諾しております。

一方、温泉水の配管設備無断改造の施工業者名につきましては、確認するも、有限会社千鳥グループ傘下の業者という回答しか得られておりません。

残る第 3 点目の改造、すなわち施設内町給水装置への井戸水配管の接合問題に関しましては、水道法施行令第 5 条第 1 項第 6 号に規定する給水装置の構造及び材質の基準に反する違法行為であり、指定管理者からの回答文書及び聞き取りからは、有限会社千鳥グループの職員が行ったとの回答でありました。なお、その後の復旧工事につきましては、町指定工事店が行っております。

続きまして、2 点目及び 3 点目の御質問事項、配電盤の故障並びに違法改造等に対する申し入れ、口利き等の有無についての御質問にお答えいたします。

まず、配電盤の故障につきましては、有限会社千鳥から町に対して直接、あらかじめ申し出があったものであり、町では当該事故発生原因調査を外部業者委託により実施したところ、先ほど無断改造の 2 点目で申し上げました、指定管理者独自の責任による温泉水にかかる配管設備の無断改造工事が発覚したわけでございます。

次に、その温泉水の配管設備にかかる無断改造につきましては、指定管理者である有限会社千鳥の山崎代表において、竜崎温泉潮風の湯の特徴である「セピア色の湯色」に、新たに一部、無色透明の湯を導入するという提案のため、平成20年9月ごろ、町観光協会の理事の方とともに、当時の町長である中本町長のところへ相談に行ったようではありますが、前町長から法的に問題があることは許可できないと直接指導を受けたにもかかわらず、独自の判断により強行したことを後日、町において知るところとなったわけでございます。

さらに続きまして、4点目の御質問事項、町直営時の回数券利用者の施設利用に伴う町負担金の実績についての御質問にお答えいたします。

まず、平成19年度の実績につきましては、とりわけ現行指定管理者による管理に移行した平成19年6月1日から平成20年3月31日までの10カ月間という期間になりますが、利用者数は1万5,840人、当該負担額782万8,000円となっております。

そして、平成20年度の実績につきましては、年間利用者数9,387人で、年間負担額467万300円であります。

最後に、質問事項の5点目、竜崎温泉潮風の湯にかかる今後の町管理方針についてであります。町では平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入、これは施行は9月だったんですが、それが導入されまして、その法改正の本旨にのっとり、竜崎温泉潮風の湯については、今後も指定管理者制度による管理が望ましいと考えております。

しかしながら、本施設を今後も引き続き指定管理者制度により管理代行させるに当たっては、適正な管理の確保が不可欠であります。このたびの問題を教訓といたしまして、さらに慎重に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

先ほどの議員さんからお話がありました委託制度はどうかということでございますが、地方自治法の改正で今現在は委託制度というのはもうなくなっておるわけでございますから、委託というのはできないと思っております。

もう一点、直営はどうかということございましたが、直営でやるというのは以前やっておった時期もありますが、非常に町の職員がここでお客商売をするというのは無理があるということから、やはり指定管理者制度で指定管理者を選考していくというのがいいのではないかとこのように思っておるところでございます。

次に、入札の問題につきましても御質問でございますが、最初にダンピングを防ぐことについてでございますが、平成21年度より最低制限価格の基準を国、県にあわせたことから、昨年と比べ、工種による違いはありますが、約10%から15%アップしており、最低制限価格を設定する入札においてはダンピングと思われるような価格での落札はなくなると考えております。

次に、見積もり能力を引き上げるためにも、予定価格、最低制限価格等の非公開も必要ではな

いかとの御質問ですが、現在のところ、入札制度の大きな変更は考えておりませんが、今年度より入札時に工事内訳書の提出を求め、開札の際に審査を行い、入札書と相違があれば失格という条件を課し、見積もり能力の引き上げ、また、さらなる公正、公明さを図るということを目的とし、入札を実施しているところでございます。

次に、東和中学校の入札方法、入札結果についてでございますが、今回の入札は、条件付一般競争入札として執行し、代表者以外は町内業者で構成する、という条件を付しました。この方法は、条件を設定し、条件に合致する業者については幅広く参加が認められ、更なる公平、公正な入札が執行できる方法であり、岩国、柳井まで範囲を広げたことによりまして、競争性は保たれたのではないかと考えておりますが、結果につきましては、3企業体の参加でございました。これは共同企業体を構成する中で、代表者と代表者以外、双方の条件が一致したものが企業体を結成するわけでございますので、結果的に3企業体だったということだというふうに認識をいたしております。

なお、入札事務におきまして、改正が必要な事項につきましては指名審査会で十分協議を行い、その都度改正を行っておりますが、今後におきましても入札執行状況等を見極めながら、公平・公正なる入札執行へのさらなる取り組みを図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 3点目の田布施農業高等学校大島分校の廃校後の活用についての御質問にお答えいたします。

山口県教育委員会においては、平成17年3月に社会の変化や生徒のニーズの多様化、少子化の進展に対応した教育活動の充実、教育条件の整備などを主な内容とした県立高校将来構想のもと、これを推進するために再編整備計画を策定しました。

この計画に基づき、県内高校の再編整備が進められており、田布施農高大島分校も、これにより20年度から生徒募集の停止をし、今年度末をもって残念ながら閉校となるわけであります。

参考までに、大島分校の19年度の全校生徒数は3学年合計で49名、20年度は2学年合計で34名、今年度は3年生のみで19名という状況であります。

御質問の今後の活用についての解明を求め、地域の意見集約の場が必要とのことですが、県は今年度末で田布施農高大島分校のほかに三つの分校が閉校になるということで、閉校後の利活用については今の段階では白紙の状態であると同っております。大島分校の用地については県有地と町有地が混在しており、教育委員会としても、当面の利用計画がないわけであります。

いずれにしても県の財産部分も大きく、町の考え方とすり合わせができるかどうかは不明であります。県有地部分と校舎やその他建物についても、今後は十分町内の検討を進めながら財政的

な面も考慮して方向づけが必要であろうと考えております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、1点が竜崎温泉の問題について、各種違法改造にかかわった業者名を明らかにしなさいということではありますが、皆さん方執行部はいわゆる千鳥グループということで受けている。それ以上のことはないわけです。それじゃ、千鳥グループと言ったらどういうグループさんがあるのか、いまだに明らかじゃありません。町との契約関係において、いわゆる当然、指名に入っているのかどうか、それもわかりません。非常にあいまいな答弁であります。一体千鳥グループとは何なのか。どういう業者で構成されているのか。これ、やはりきちっと行っておかなければ、いわゆる町とその関係があいまいだったら私はいけないというふうに思います。

当然、水道についてもそうであります。例えば、町の指名に入っている業者さんがそれに応じたら、それはまた、別角度から大きな問題が発生するわけです。ですから、千鳥グループと言ったら、どういう業者で構成されているのか。これはきちっと報告を求めたいというふうに思います。

次に、明らかにしたいのが、特別委員会も違法改造という言い方、執行部も違法改造ということではありますが、実際に違法改造に前中本町長のところへ行ったという特別委員会も報告ありましたし、椎木町長のほうからも報告があったというふうに思いますが、中本町長の家に行ったのか、それとも町長室に行ったのか。非常に明らかではありません。公務執行するところが一体、どこでだれと行ったのか非常に不明瞭、聞いておって。一体これは、違法改造でだれとだれがいつ、中本町長の自宅に行ったのか、それとも町長室に行ったのか。これいまだに明らかになっておりませんので、再質問の中で明らかにしていただくよう求めておきたいというふうに思います。

次に、配電盤の故障について最終的には千鳥グループが行った、費用負担をしたということであろうかと思いますが、実際的にはその指定管理者の立場に立って、いわゆる電話なり、直接なり、山崎氏と同席した人、もしくは山崎氏にかわって電話で配電盤故障について町に早う直してあげなさいというような、当時あったのかどうなのか。これも具体的に聞いておきたいというふうに思います。

次に、入浴回数券、この差額の支払い、これが2カ年で大体、多額の金になりますね。これが実際的には私は売れば売るほど、旧回数券、指定管理者のほうに実際的には差額分として入っていく形態がずっと続いているというふうに思います。そういう中で実際的には今の状況で例えば、さっき報告があったような、例えばクーポン付きの有料回数券ですか、そういうような場合も実

際的には町からの持ち出し部分にかかわるんじゃないかというふうに思われますが、その点で有料回数券なるものが実際的には町の新たな負担、回数券負担部分になるのかどうなのか。それも改めて聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） お答えいたします。

当時の町長である中本町長のところへ相談に行ったようでありますが、という件でございますが、町長室のほうにそれを提案しに行ったというふうに聞いております。

それで、前町長のほうに、今、こういう改造をしたいという要望を出したというふうに聞いておりますが、結果的にそれは先ほど申し上げましたように、法的に問題のあることにつきましては許可できないということで、直接断られておるということでございます。

もう一つは配電盤の故障について、だれが電話をしてきたのかということでございますが、ちょっと 担当で確認してみますが、だれが町のほうにその配電盤が破れましたという直接電話してきたかというのは、ちょっと今、私は把握をいたしておりません。また、後ほどそれはお知らせしたいと思います。

それで、今の回数券の町の負担の件でございますが、要するにこれは合併前に町で格安の回数券を売っておるということでございますね。売っておるから、当然その歳入としては旧町ではありますが、周防大島町に入っておる。既に先払いとして入っておるわけでございます。今、現在は指定管理者は利用料金制でございますから、当然入浴料は今の指定管理者の収入になるというふうになっております。しかしながら、先払いで町がお金を取っているわけですから、当然、その券を持ってこられたら、今の指定管理者には入りませんので、先に受け取っているお金は当然お返ししなければならないというのがこれでございますから、特に町からの持ち出しというふうにはならないのではないかと思います。要するに町は先にお金だけはもらっているが、券は既にわたっておる。使うのが今、たまたま指定管理者になって使っておるといふような状況でございます。もう数年たちますので、そろそろみるのではないかと思います。まだずっとあるということは相当皆さんがたくさんお買いになっておられて、たくさんまだ、持っておられるということではないかと思っております。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 業者名の千鳥グループと職員ということで、千鳥グループというのは外食産業と私は思いますけれども、その中の職員で改造がされたということと私は思っております。

それと、どなたから配電盤の電話があったのかということにつきましては、千鳥からありました、ということです。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的にここで明らかにしておきたい点は、調査の結果はやっぱりきちっとしとかにやいけんということであります。そのグループ名の調査をしたのに、執行部も調査したと、それで特別委員会も調査したと。しかし、千鳥グループ以上は一切言わない。千鳥グループはひとつの企業体じゃないわけですよ。認識は非常に、私もわからん、町長も首をかしげる。いわゆる企業体じゃないわけでしょ。

ちょっと明らかにしていただきたいんですが、私もそのグループなるものが例えばひとつの企業体ならひとつの企業体として決算を出されておられるというふうに思いますが、実際的に千鳥グループというのは何社かをもって一つのグループ、企業体としてやっているのか。それともたまたま通称でやりよるのか、これ非常にわかりにくいわけですよ。だから、既に法人として千鳥グループという名前で登記をされて、実際的に千鳥グループとして、例えばいろんな傘下に千鳥グループという傘下でしておるのか、非常にまだ私はわからんです。ですから、どういうものなのかという点を再質問しておきたいというふうに思います。

それと2点目として、実際的にかなり合併前の回数券、旧回数券が売られておる。そろそろなくなるころじゃなかろうかという、今答弁でありましたが、実際的には私は当時から言っておるんですけど、この制度が開始される前にきちっとしとかんと、おかしいんじゃないですかということをつたひたび議会内で言ってきました。残存数が明らかでない、どれだけそれじゃ町が払うんかというのが非常にあいまいになってくるという点で言っておりました。それがいまだにそれじゃ残存数が実際的に幾らあるのか。きちっとつかんで、今現在つかんでおるのか、つかんでないのか。それが明らかでない私は、それじゃ補正で年度ごとに数百万単位で千鳥に払わんにやいけん。

それはシステム上はそうなります。町長が言うように実際的にはさきにお金をもらっているんですから、当然その差額は基本的には千鳥に払うというのは 指定管理者に払うというのは当然のことですが、今後はやはりもっと精密にしていかなと、これから先例えば新たな公募が始まりますから、新たな公募が始まる時に、また、わからんじゃいけんわけですから、やっぱりきちっとすべきじゃないか。今、現在つかんじよる範囲で私は再答弁を求めたいというふうに思います。

それと、指定管理者制度を導入するときに実際的には公の施設を指定管理者にする場合、諸問題があるよということは何言ってきました。その中で適切なる職員配置は指定管理者制度においても私は必要なことというふうに、それは町長の認識と違いますが、やっぱり必要な部分だと。それによって民間のノウハウが脅かされるということは私はない。やはり、指定管理者といわゆる町との定期的な話し合い、これ最低限必要なことであるし、私は町の職員を配置することもき

ちょっとした運用を求める段階であれば、私は必要な分もあるというふうに考えておりますので、その点で再答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 千鳥グループというふうにはずっと言われておりますが、協定を結んでおりますのは有限会社千鳥ということでございまして、それで、例えばグループをどのように形成しておるかというのは、実は私は厳密には把握しておりません。例えば有限会社千鳥がどういう企業を、例えば業務を遂行する上でどういう企業と提携しながらやっているかということは、たくさんあるんじゃないかと思いますが、それがすべて私たちのほうとの調査といえますか、町のほうにその報告があるということではないと思います。

いろいろなグループが協力しあって一つのグループ形成をされておるんじゃないかと思いますが、千鳥グループで行ったということになりましたら、私たちは千鳥が行ったというふうにはしか思ってないと思います。

そうでないと、例えば協定を結んでおるのは1社でございますから、例えば複数社と結ぶということもできますが、今回、この場合は1社と結んでいるわけですから、私は当然、だれがやろうともそれはその指定管理者がやったというふうにはしか思っておりません。

それと、割引の券でございますが、なかなか今これを平成16年以前に売りさばいた大量の回数券でございますので、それが例えばどのぐらい残っておって、どのぐらい現在、手元にあるのかという把握は非常に困難であるというふうに思っております。しかしながら、最後は平成16年9月末で売り切ったわけですから、それからしますと5年近くなるわけですから、そろそろみてんじゃないかなというふうに思っておりますが、中にはあまり必要ではないのに買ったためにおったというのがあるんじゃないかというふうにも思っております。

それと、もう一点ですが、指定管理者制度に町の職員を送り込むということはどうかという御質問でございますが、従来の直営、または委託、指定管理者、こういうふうになってきたわけですが、委託がすべてなくなりました。それで、指定管理者制度に変わってきたわけですが、指定管理者制度が発足したときの趣旨を考えていただきたいんですが、要するに町が直営でやるということに対して非常に、親方日の丸とか、武士の商法とかいうふうにいるいろいろな言われまして、大変な赤字の垂れ流しだというふうなところがありまして、できるだけ民間のノウハウを活用して町のほうの直接運営より、より効率的な運用をやっていただこうということ、もう一つは民間解放という意味もあったと思いますが、そうした中で指定管理者制度ができたということからいたしますと、それに逆行するのではなく指定管理者制度を十分活用しながら、いい形での管理をしていただくというふうにするのがいいのではないかと考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 竜崎問題、最後になるうかと思いますが、実際的にこういう特別委員会も認定しておる。そしてまた、町執行部も違法改造という言葉を使っている。言葉を使っている以上は、やっぱりただ単純に協定違反だけではなく、きちとした中身を明らかにしていかんやいけん部分がまだまだあるというふうに、町執行部もそうは言っても千鳥グループというのが、議会運営委員会なり、全員協議会なりでひとり歩きしよるんですよ。だが、その実態は何ら報告がないんです。それで、町からすれば契約関係はあくまで有限会社千鳥ですから、千鳥がどこと契約を結ぼうが一切関係ないという立場かもわかりませんが、やはり違法改造にかかわったとすれば、そのグループの実態、いわゆるどういう組織か、これぐらいはきちと私は執行部も調査せんと、中途半端なことになるんじゃないかと。一体千鳥グループというのは何なのか。椎木町長も余り知らないようなふうでありました。

じゃ、やっぱりこれは明らかにせんと、その大本がどうなのか。やっぱり千鳥グループというのは、実際的には有限会社千鳥もその一つだろうと推測する以外にないよね。違うとる、違うと。それじゃけ、そういうグループが具体的にどういう部分で構成されているのかというのは、やっぱり明らかにしとかんと、まずいんじゃないかというふうに思っております。

ですから、引き続き1社なら1社、有限会社千鳥をもって千鳥グループとするんなら、その答弁を求めたいというふうに思いますし、それで数社からなるんなら、どういう業者とどういう業者とどういう業者があって、あれかっていうのが全くわからんわけです。ですから、そこを聞きよるわけなんです。

それと、もう一つは実際的に不正常的な状況が起こったとき、どう行かうかという点です。実際的に不正常的な状況が起こったとき、町としての管理のあり方も当然問われます。そのときにやっぱり一定の町の職員を一定期間、契約期間が存在すれば一定期間きちとした配置や権威ある職員、これを配置することや、そしてまた、定期的な協議、これは当然大事な課題というふうに考えておりますが、その点での再質問をしておきたいというふうに思います。（発言する者あり）

議長（荒川 政義君） 不規則発言、これで2回目です。次、出たら退場していただきますので、よろしく。（発言する者あり）もう一度言います。不規則発言は控えてください。お願いします。

椎木町長。

町長（椎木 巧君） 有限会社千鳥グループということが非常に今問題になっておりますが、千鳥グループという認識は私たちは全くないわけでごさいますて、例えば千鳥グループがやりましたというふうな答弁があったということから千鳥グループという名前が随分出たんだろうと思っておりますが、例えば、料理をつくるときでも材料入れる人もそのグループであるでしょうし、例えばマッサージさんも入っていますが、マッサージさんもグループであるでしょうし、いろいろなグループがあって、それをグループといえは千鳥グループと言われているんじゃないですか。私

たちは契約上からいえば、協定上からいえば、有限会社千鳥しか協定は結んでいないわけですから、どこがやろうとも千鳥がやったというふうにしかならないと思います。

それと定期的な協議を進めるべきだということですが、定期的であろうと不定期であろうと当然、今までもずっとやってきましたし、ただ、そういうことが例えばなかったからこういうことが起きたというふうには全く思っておりません。それは、不定期ではたびたび協議は行っているというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、再質問の中での答弁で、職員の適正な状況 適正、いわゆる契約期間残っちゃうわけでしょ。それで、その間の適正な職員の配置については、やっぱり今後とも考えていかにやいけんのじゃないかという点だけ明らかに、私のほうから意見として述べておきたいというふうに思います。

確かに椎木町長が言われるように、有限会社千鳥と有限会社千鳥グループとは私は違うという 有限会社千鳥というのはあくまで有限会社千鳥として登記し、そしてまた、町との契約者だろうというふうに思いますが、千鳥グループというのは私は別個の組織じゃないかというふうには思うんですよ。別個の組織じゃないか。千鳥グループというのはさっき言われたように食品なら食品の部分もあろうし、いろんな部分があろうと、それで構成されて千鳥グループ、これ私も想像はつきますが、その中身が非常にあいまいです。というのが、一応千鳥グループとって例えば報告が出たら、その中身はあくまで明らかにしとかんと、例えば町長であれ、私たち議員であれ、そのグループの中身もわからんと言葉がひとり歩きしたら全然わからんわけですよ。千鳥グループという言葉が出たら、それは私ら議員として中身を明らかにする、私は義務があると。残念ながら、行政のトップも一体、どこまでがそのグループにおられるのかわからないということですが、いろんな方がおられるということですが、やっぱり私はその点では特別委員会をつくって実際に特別委員長が報告されて、その報告書の中身の中にもグループという執行部の答弁を踏まえてあると思うんで、その中身はやっぱり明らかにしなきゃいけないというふうに考えております。

次の質問に移ります。入札制度であります。まず、予定価格、最低制限価格等の事前公表であります。町長も行政経験長いわけですから、当時の状況を踏まえているというふうに思っておりますが、実際的には御承知のように当時、いわゆる契約に基づいて執行される入札等ありますね。そのときにいろんな軋轢ありました。端的にいえば全国でありました。いわゆる行政に対する業者からの圧力、端的に言われたのが当時、予定価格を明らかにしてという形での実際的な町職員に対する、市職員に対する圧力です。これがありました。それで、実際的には私たちも重きを置いて、当時調査しました。しかし、当時の理念が全く 当時の理念といえ、公正性、

競争性、そしてまた、実績等を踏まえながら、正しく競争原理が働く。そのためにも予定価格の事前公表がふさわしいだろうということで議論しました。そしてまた、私たちも調査しました。しかし、今の実態を見よると町長も御承知のように、これを言ったら私たちもいつ明らかになるかというたら、今明らかにしようとすれば、廃業せざるを得ないというところまで業者間でいろいろな軋轢があるんじゃないかといって私はかなり危惧しているんですよ。

それで、実際的にはずっとAランク、Bランク、Cランクの状況を見ておると、相も変わらぬ状況であります。それで、こういう状況をどうにかして克服しなければならないということは明らかじゃないかと思うんです。その一つとして今回、積算能力を高めると言いますか、一つは最低制限、これを事前公表をやめて非公表にすることもずっと、私は、最近一つの案ではないかというふうに考えております。そのことによって業者さん自身もひとつは積算能力を高めて、真摯に競争原理が働くんじゃないかならうか。そのこととあわせて予定価格の事前公表をやめれば、私は今、現在、町の職員に対する圧力というのはもう時代からいうたら、終わりにせんにやいけん時代じゃないかと思うんですよ。そのためにもやっぱり私は一定程度やらにやいけんのじゃないかなというふうに考えておりますが、最終的に最低制限価格の非公表等について、椎木町長の考え方を聞きたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、入札のあり方については、これが最高ベストだということとはなかなかないわけございまして、合併してから後にでも数回にわたってこの入札制度の改定というか、改革ということをやってまいりました。そうした中で今、この4月からまた、新しく少し手直しをした入札制度になったわけございまして、そうした中で、まだ、今回の入札でまだ数件しか、行っておらんわけございまして、たまたま先般ちょっと東和中学校のような大きな物件がありました。もう少しこの状況でやらせてみていただきまして、それでまあ、その後にもまた再度考えるということでない、余りきのう決めたらきょう変えましたというもおかしなものだと思っておりますが、できるだけ公正、公平なためにはぜひともそういうことは、改正することにはやぶさかではありませんので、もう少しこの状態でやらせていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。時間ですか。あともう12分。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、東和中の入札についてお聞きしたいというふうに思いますが、実際的に条件つき入札ということで行われたんですが、やっぱり皆さん方は病院のような競争性を発揮していただきたい、病院建設のような競争性、公平性、透明性が発揮されたいというふうに 本体部分ですよ。本体部分で思われたんじゃないかというふうに思います。

しかし、その条件つきがゆえに実際的には3企業体という格好で終わってしまったと、本来な

らば全体能力として実際的には6社、期待しておったでしょうが、6社ぐらいで公正に競争してほしいという願いがあったというふうに思いますが、実際的には3社しかできなかった、企業ができなかったというのが最終的な結果であります。確かに結果から言って責めるのは酷な話かも知りませんが、実際的には、そこにいわゆる公募の条件つきの中に内包しちよったんじゃないかというのが最近私危惧しよるところなんです。

その条件つきの中に内包した理由があったから、結局は3社しかできなかったんじゃないかというふうに考えておるんですが、この点で初日、本会議でも言うたんですが、再度明らかにしていただきたいのは、条件をつけた点数、それと面積について再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 条件つきの点数と面積、案件のということでございますが、点数につきましてはこれは県がやりましても、こういった自治体がやりましても点数はつけるわけでありまして。その中でも参考にしましたのは、当然、これ以前防災センターというのを建築しております。それらを参考にやらせていただきました。そのつけ方といいますか、その点数が幾らかというのを勘案しながら地元業者の育成ということを踏まえて、そういった点数を設定しております。

それと面積につきましては、2分の1以上の実績を求めるということでありましたので、先般も答弁しましたが、あれが2,300幾らあったと思いますので、その半分の1,200ということになるんですが、その辺は緩和して1,000平米ということで設定をいたしました。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に町執行部がやっぱり公正な競争を目指して努力されてるという分は、当然執行形態には理解しております。しかし、よく気にかかるのが、議会内外でそれは業者のことやけわからんよねえという言い方が飛んできます。飛んできて実際的には私はできるだけそれを抑えて 結果として抑えられるような制度にしていくことがひとつは大事だということ。そして、今聞いた、いわゆる面積と点数、これは皆さん方が公正に判断していただければ6社ぐらいは最低限でも来ていただけるということで予測して、そういう方向を出されたが、実際的には3社しかできなかったということで、それは頭でいくのと2番手でいくのとは、その実績も違うし、利益率も違うし、当然あるだろうというふうに思いますが、結果的にはそういう組み方にならざるを得なかったというところも客観的な事実で、結果としては非常に残念な結果であります。

そこで聞いておきたいのは、皆さん方がよく言われるのは実績等を言われます。工事实績、今

言われた面積等も当然実績ですし、県内統一する点数みたいな格好で点数も実績ですが、時として、周防大島町発注の工事で小さな業者さんで実際的にはそれできちっと仕事を出せばいいのに、実績のない業者が 実績のない業者、資格はあるが実績のない業者、これが入札に参加した事例、これは横見のプール、いわゆるプール関係の入札執行が行われておりますが、それがあったんではないかというふうに考えておりますが、そこをちょっと再質問しておきたいというふうに思います。入札にかかわってきちとした執行という意味で、今答弁の中で、具体的にそれじゃ聞きますが、それは当然あったんじゃないかというふうに思いますが、ちょっと確認しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 今、議員仰せのとおりプールの塗装工事ということで、先般発注をいたしました。今、議員さんの質問にもございましたように指名する場合はその指名願、それプラス実績があるかということでの審査を指名審査会で行っております。当然、プールの件にしましてもそういう論議をしました。しましたんですが、こういった塗装工事については、実績をつくるような工事そのものがほとんどありません。プールの塗り替えも初めてでしたので、今回はそういった完工高といいますが、町内業者にとりましても完工高のない、実績のない方を指名したという経緯もありますが、そういったことをもとに指名をいたしました。基本は実績のある指名願のある業者ということで指名をしております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 通告内の範囲で、また、答弁の範囲で質疑を行いたいというふうに思います。

それで、次に田布施農高について、廃校問題について質問をしておきたい。というより、提言というふうに考えていただきたいというふうに思います。といいますが、久賀高、そして安下庄高校、実際的に県の学校であります。町としてもかつて県が発表して、その後すぐ中本町長のとき総合計画をつくる時に、実際的には町長として県の建物であっても、少なくとも町民の意見を聞いて存続のために頑張るよという立場で一般質問をしたことがあるんです。当然、県の建物であってもそれが町にすごい影響を及ぼす、例えば統廃合問題なんか、高校の統廃合問題なんか、かなりひどいものであります。そしてまた、中学校を含めて例えば、もう既に御承知のように町が執行する、権限を持つ、中学校にしても教職員のレベルで30名以上が要らんようになったというのも既に明らかだろうというふうに思います。結局は過疎地において統廃合がますます過疎を加速させる。これは客観的事実であります。

ぜひ、せっかくの県の建物であっても、県は町が言わなければ全くと言っていいほど展望を示しません。やっぱり町がきちっと調査して、それなりに県に提言していかにゃあ、県は本気で

考えません。その点でやっぱり県の建物といえども、やっぱり町自身が一生懸命になって新たな活用、これをやっていかにかいけんというふうに考えておりますが、その点で先ほど教育長のほうから答弁ありましたので、行政の長としての町長の見解を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、田布施農高がもう来年の3月で廃校になるということは事実でございますし、当然先ほど教育長の答弁にもありましたように、町有地県有地とがいろいろ入り組んでおるような状況でございます。それで、当然廃校になった後の話ですが、町として何らかの有効活用ができないかということは十分考えてまいりたいと思いますが、何と申しましても学校というのは幾ら小さな学校でも非常に大きな建物でございますので、そう簡単にすぐこれに転用するというにはならないと思いますが、場所的にも旧大島町の小松開作地区の非常に重要な地点でございますので、できるだけ将来の活用については考えてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。再開、開会を午後1時から行います。

午前11時51分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の中本博明議員の一般質問で個人名を上げ、誤解を与える不適切な発言があった箇所の取り消し申し出が本人からありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、中本議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

取り消しの箇所は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、取り消しの箇所は議長に一任することに決定しました。

一般質問の続きを行います。

11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村でございます。一般質問を1件だけしたいと思

ます。

大変高齢化が進むにつれて運転のいろいろ未熟な方も出てこられました。それにあわせてやはり実績に70歳以上の高齢者運転免許証返納制度がスタートしたが、住民への今後の対応策としてのお願いやお考えをお聞きしたいと思います。

平成8年11月1日から運転卒業証制度がスタートし、免許証を返納した人は運転卒業者サポート手帳が山口県警察より交付されます。それはこういうものでございます。

また、平成21年6月1日、道路改正法によりまして75歳以上の人は免許更新の際に講習予備検査の義務づけ、認知機能検査が行われるようになりました。これらは高齢者による事故が増しているためであります。

周防大島町も高齢化が進んでいますし、車社会となっていますが、事故を起こさないようにするため運転免許証を返納していくほうがよいと思いますが、現実問題として地域によっては死活問題となりかねません。それでは違う交通手段があるのか、聞かれると疑問です。町長さんをお願いします。オンデマンド交通、これは皆さんちょっと先ほど質問がちょっとありましたんですけども、オンデマンドということは、お客さまの予約にあわせて走行する新しい乗り物です。タクシーの便利さとか、それから路線バスの手軽さを持ち合わせています。オンデマンドバスは少子化、高齢化やバス路線の廃止、CO₂の削減等の社会変化に対して期待されており、出勤や買い物に使用されるマイカーの変わりの手段として注目されております。

こういうオンデマンドバス、タクシー、交通とか、いろいろな交通手段が研究されていますが、周防大島町でも便利な交通手段を研究されておられますでしょうか。返納制度はありますが、返納推進する計画、また推進するために特典など考えていらっしゃいますでしょうか。

最後に、周防大島町にあった安心・安全な住民の生活のための交通手段の研究をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

周防大島町における交通手段の研究についてのことでございますが、本町では、周防大島町地域交通活性化計画を取りまとめております。平成19年10月より短期的な取り組みとして、5項目にわたり既に実施しているところであります。

特に この研究につきましては合併後すぐにとりかかりまして、その後平成19年10月より実施に移したわけでございますが、その5項目にわたって実施の内容につきましては、特にバス事業者の1社化による運行コストの削減、そして防長交通株式会社の安下庄線への参入に伴い、白木半島線について、城山小学校ほか2校のスクールバスを町が運行し、これに一般利用者の混

乗等を行っているところであります。

これらの取り組みによりまして、平成20年度における費用対効果は、2,515万9,000円のコスト削減となっております。

御指摘のデマンド交通については、計画策定に当たって、広島県の大和町、現在の三原市でございますが、ここのデマンドタクシーシステムを白木線に導入できないかということでいろいろ検討も行ってまいりました。システムの維持費に年間1,500万から2,000万くらいと、さらにオペレーターの人件費もかかりまして非常に高額な割には利用率が非常に少なく、割にあわないというふうなことで導入を見送り、今のスクールバスへの混乗となっていくという経緯がございます。

コミュニティバスの運行形態はさまざまなものがありますが、地域の实情にあわせて最もよい交通システムを選択し、実現に向けて努力する必要があるかと考えております。

また、先般行われました地域活性化特別委員会でも、路線バスの継続に関して研究、調査がなされているところでございます。今後も生活の足として路線バスを利用される方々に配慮し、検討を重ねて対応してまいりたいと考えております。

次の高齢者の運転免許証の自主返納の御質問でございますが、高齢者の運転免許証の自主返納、いわゆる運転卒業証制度につきましては、御指摘のように、全国の交通事故死亡者数が減少している中で、65歳以上の交通事故死亡者数は、逆に増加している傾向にあること、さらに、全国の高齢者の運転免許保有者数は、高齢化社会の進行と共に増加し、これに比例する形で高齢運転者による死亡事故件数も年々増加の一途をたどるという状況で、平成20年11月1日から、山口県警察本部の主導によりまして、65歳以上の高齢者の運転免許証保有者の自主返納制度として開始がされました。

その内容につきましては、運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、運転卒業証が交付され、さらに返納に伴い、地域の協賛企業や団体等との協定による種々の特典が受けられる運転卒業業者サポート手帳も交付をされます。

この制度につきましては、65歳以上の高齢者数が人口の約半数を占める一方、都市部と比較すると、御指摘のように、交通手段に課題を抱える本町にあって、高齢者の運転卒業証制度は、交通事故防止対策とはいいいながらも、一方で高齢者の足を奪うという一面もありまして、町として65歳以上の高齢者の運転免許証の返納を積極的に推進するのは、ちょっと難しいのではないかとこのふうにも考えております。

また、運転卒業業者サポート手帳に基づく特典についてであります。この点につきましては、協力業者との提携が必要となり、事業者の協力が前提となります。

現在、当地域ではホテル&リゾートサンシャインサザンセットが参加されておりますが、参加事

業者の登録につきましては、今後、警察署とも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） ありがとうございます。

既にもう進めておられるようでございますけれども、やはりいろいろなお金の問題で割にあわないというような結果も出て、お考えだと思いますけれども、やはり大島の、今現在、インターネットでちょっと調べてみましたが、今、町長さんがおっしゃいましたようにホテル&リゾートサンシャインサザンセトのほうがいろいろ協力しておられるようでございますし、また、いろんなところでは既にタクシー業者もそういうのに参入していただきまして、そしていろいろと少しの助成によっていろいろそういうことをやっておられるところも下関だとか、いろんなところの、こうしてインターネットで出してみましたけれども、たくさんあるようでございます。

それで、やはり私も何度かお年寄りの方の運転されるのを見まして、耳の聞こえない方もやはり非常に怖い目に遭いました。バックしているときに後ろの乗っている車に当たりそうになってプー、クラクション鳴らすんですけど、耳聞こえなくてガチャンとバックで当てたところを目の前にしましたときに、やはり認知症も大事だと思いますけれども、耳の聞こえない方も危ないなというふうにそこで痛感いたしました。いろんなことが重なりまして、そういうことになったと思いますけれども、やはり大島の地域のことを考えますと、山際の狭い道、それでそこからわざわざ買い物に降りる、道路まで降りてくる、そういう買い物のこと、いろんなことが目に見えております。

そういうようなことをいろんな角度からお考えいただいて、私たちもやはりそういう方たちをうまく、そういう事故のないような事態になるようにいろんなことを研究して考えていきたいと思っておりますが、なお、町のほうもそういうこともお考えになって、やはりバスはそういう狭い道まで上がりませんので、そういう方たちのために何かお考えがありますでしょうか。1点だけ伺いいたします。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） デマンド交通というのは現在の大島全体のような考え方はちょっとできないと思います。

やるのであれば、旧町単位ぐらいの、10キロぐらいの範囲内でやるのが一番いいのではないかと考えておるところであります。先ほども町長が申しましたとおり、現在、地域活性化特別委員会というのがありますので、また、そこででも十分検討していただいたらと思っております。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（１１番 中村 美子君） どうもありがとうございます。これはこれからの課題と思います。いろんなことに対しましても、これをやはりバス路線ではいろいろ問題があるかと思えますけれども、バス路線まで出るまでのことで大変無理なところもあるかと思えますけれども、何かいい方法はないか。タクシーなども現在使って山のほうまで来ていただいて、そしてタクシーで行って、また、タクシーで帰っておられる方もあるようでございますので、それはこれからの研究といたしまして皆さんにもそのことについて御研究願いたいと思います。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） 中村議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、１８番、布村和男議員。

議員（１８番 布村 和男君） １点ほど質問させていただきますが、後ろを見ますと、朝はたくさんの方の傍聴人がおりましたが、今、全然おりませんので、寂しいというよりも私自身ほっとしておりますが、町内の下水道整備の進捗状況と将来の整備計画についてということでお尋ねをいたします。

御承知のように、下水道は町民が快適で文化的な生活を送る上で欠かせない施設であり、豊かな自然環境を保全する上でも重要な役割を持っていると考えております。

本町においても旧町時代からの継続事業として公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽等の汚水処理施設の整備を計画的に進めていることと思えます。

この整備の中で旧町の対応の違いから、地域によっては整備状況の進んでいるところとそうでないところがあるように感じられます。これは旧町の対応がありますので仕方がないというふうにも思っております。

下水道事業には多くの経費がかかることも事実であります。今日の本町の財政状況を考えますと、非常に困難な事業であることも認識しておりますが、また、避けて通れない大事な事業でもあると思えます。

周防大島町の総合計画の中で町づくりや環境保全において必要不可欠であり、地域の実情を踏まえた下水道の整備計画を策定するというふうにあります。本町の汚水処理人口の普及率は平成１７年度末で３３．２％となっておりますが、その後の整備状況あるいは普及率、今後の整備計画についてお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 布村議員の町内の下水道整備の進捗状況と将来計画についてという御質問についてお答えしたいと思います。

町民の皆様が幸せに暮らせる町づくり、また自然と環境にやさしい町づくりのため、汚水処理

施設の整備を進めているところであります。本町の汚水処理施設の整備構想は、合併前に旧4町がそれぞれ策定していたものを平成17年度にひとつにまとめ、周防大島町の汚水処理整備構想として、地域・町民の生活に適合した生活排水処理施設の整備を経済的、効率的に推進してまいりました。これには若干、合併したらすぐに全町的なものを立てにくいという当然状況もあったわけございまして、合併したときに既にもう6地域で下水も進捗しておりましたし、一応そこがある程度のめどがたたなければ全体的な、本格的な整備は立てられないという状況もあったわけございまして、平成17年には旧町で持っておった構想をまとめたというのが実情でございます。

お尋ねの整備状況でございますが、平成21年3月末現在において公共下水道が現在1地区、農業集落排水事業が5地区、漁業集落排水事業が1地区、それぞれこれが現在の整備済み地区でございます。現在、公共下水道事業がさらに1地区、農業集落排水事業が1地区、これがただいま現在の整備中の箇所でございます。公共下水道事業が平成25年度、農業集落排水事業が平成21年度において、今現在進めておる事業につきましては、それぞれ完成予定となっております。

また、その他に10人槽以下の個人設置型浄化槽の設置整備事業を実施しておりまして、毎年60基程度の整備を進めておるところであります。

下水道普及率につきましては、平成21年3月末現在において町全体で35.8%となっております。また、町内の水洗化率につきましては、下水道だけで言いますと24.0%、浄化槽を含めると43.1%というふうになっております。

また、今後の整備計画につきましては、県が今年度汚水処理施設整備構想を見直すこと、これに伴いまして本町においても現在事業を実施中の地域や、または新規に整備計画を策定する地域、計画人口、これらの見直し、さらに合併浄化槽を含めた汚水処理施設整備構想の見直しを今年度に予算計上して、作業を進めているところでございます。

このため、将来の整備計画につきましては、整備構想の見直しが策定された後にお示しをしなければならぬというふうに考えているところでございます。

今年度中がその作業の策定期間でございますので、この整備構想の見直しが作成した後に皆様にもお見せをしてお示しをしたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。現在の普及率が35.8%ということでございますが、旧町単位での水洗化率はどうなっているのか、というお尋ねと、もう一点、先ほどの本年度の見直しを行うということで、全体計画はその後だということでございますが、それを全体計画として目安として、何年度ぐらいを考えておるか、この2点をちょっとお尋ねいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 御質問の地区別の合併浄化槽を含む汚水処理人口、水洗化率については大島地区で37.2%、久賀地区ですが、これは浄化槽しかありませんけど26.9%、橘地区で60.2%、東和地区で46.3%となっております。

新規の計画については、今現在、公共下水道で旧町の計画として上がっておりますが、これを新規着工するについては、今の安下庄公共下水の完了後に改めて新規採択というんですか、認可を取って、事業を進めたいと考えております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 計画は見直しの後ということで、ちょっともう一点ほどお尋ねしますが、ちょっと答えにくい面があるかと思いますが、小松地区や、三蒲あるいは久賀地区といった町内では比較的密集地といいますか、人口の多い、家の詰まったところがまだ未整備のような気がいたします。特に、私、久賀ですので久賀の町の中でいきますと町が混んでおりますし、なかなか合併槽を設置するという敷地がないわけです。新しく家を建てかえれば、その機会に合併槽のということもできるんですが、依然として旧来のくみ取り方式を行っておるのが実情でございます。こういった小松にしてもしかりだというふうに思っておりますが。そういったところの計画はどのようにお考えなのか。わかればちょっとお知らせ願ったらと思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 17年に整備された汚水処理施設整備構想の中では、久賀処理区、大島処理区、三蒲処理区と、それぞれ集合処理で設定されております。公共下水道で計画されておって、この処理区の優先要件としては、計画人口が1,000人以上の多くの方が下水道供用でき、汚水汚濁負荷量の削減効果が高いなどの公共性の観点から3処理区を計画したものであります。それを新規にまた見直し、計画して採択受けようと考えております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。冒頭にも申し上げましたが、この工事は多くの費用がかかるわけで、また個人の負担金もかなりかかるようですので、今すぐにはできるというものではないというふうにも思っておりますが、やはりこれも大事な事業ですので、ひとつ今から今年度の見直しの後、ひとつ適切な整備計画をつくっていただきたいというふうにお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、布村議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成21年第2回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 中村 美子

署名議員 中本 博明